

宇土マリーナ物産館出荷協議会規約

(目的)

第1条 この会は、「宇土マリーナ物産館」に出荷するための農水産物及び特産品の生産振興に努め、直売所及び地域の活性化に寄与するため、生産技術の向上と会員相互の親睦、融和を図ることを目的とするとともに、来館者（消費者）との情報交換、交流活動の展開に努めるものとする。

(名称)

第2条 この会の名称は、宇土マリーナ物産館出荷協議会（以下「会」と称し、事務所を物産館内に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 1 「物産館」への出荷（出荷調整及び適正価格の設定等）に関すること。
- 2 農水産物及び特産品の技術向上のための定期会議及び講習会等の開催。
- 3 新しい作物（品種）商品導入等調査研究。
- 4 消費者との情報交換・交流活動の展開。
- 5 農水産物等の普及及び宣伝に関すること。
- 6 農水産物の県内及び県外への販売活動に関すること。
- 7 その他、農水産物及び特産品の生産、「物産館」の発展向上のための必要事項。

(会員の資格)

第4条 会員は、基本的に宇土市民で構成する。ただし、出荷物の不足するおそれがある場合は宇土市外の生産者を会員として迎えることがある。

- 2 会員は、自ら生産又は加工している者で、物産館の運営方針及び第1条の規定に賛同する者とする。
- 3 この規約に違反する者には指導、警告を行い、出荷停止を命ずることがある。
- 4 出荷停止処分にも関わらず、指導、警告に従わない者は除名にすることがある。
- 5 前各号に掲げる項目については、役員会で決定する。

(役員を選任)

第5条 役員を選任は、互選とする。

(役員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 会計 1名 監事 2名 顧問 若干名

(役員任期及び職務)

第7条 この会の役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 4 会計は、会計事務を処理する。
- 5 監事は、事業並びに会計を監査する。

(組織)

第8条 この会に、次の部会を置く。

- (1)野菜部会 (2)果樹部会 (3)花卉部会 (4)加工部会 (5)水産部会 (6)その他部会
- 2 部会の任務は、物産館に出荷するための生産、出荷計画調整及び適正販売価格の設定等を行うものとする。
- 3 各部会の中から部会長1名、副部会長3名以内を置くものとする。
- 4 部会長は会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。
- 5 各部会は、定例会議を月1回開催するものとする。
- 6 その他必要に応じて、会議を招集することができる。

(適正価格相談員の選任)

第9条 販売を促進するため、適正価格相談員を設け、各生産者部会の会長がこれを兼務するものとする。

(会議等)

- 第10条 この会の会議は、会長がこれを招集するものとし、会議は総会、役員会とする。
- 2 総会は年1回開催し、会長がその議長となる。ただし、必要に応じて臨時総会を開催できる。
 - 3 役員会は必要に応じて随時開催する。
 - 4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会費等)

- 第11条 この会の運営は、入会金、年会費及び寄付金をもってこれに充てる。なお、途中で脱会しても払い戻さないものとする。
- 2 入会金 10,000円(出荷協議会加入の際に徴収)
 - 3 年会費 3,000円(当該年度の4月に徴収)
 - 4 第2項に掲げる入会金については、物産館オープン日(平成18年4月18日)の前日までに申し込みのあった者については5,000円とする。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会又は役員会で決定するものとする。

(付 則)

本規約は、平成17年3月21日より施行する。

本規約は、平成18年2月17日より施行する。(改正)